**大阪府包括外部監査人公募要領（案）**

資料４

大阪府では、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第１項の規定に基づく包括外部監査契約を締結し、包括外部監査人による監査を実施しています。

包括外部監査は、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理のうち特定のテーマについて、外部の専門家（弁護士、公認会計士など）との契約により、毎会計年度、監査を行うものです。

このたび、大阪府が、平成30年度において包括外部監査契約を締結します包括外部監査人を以下のとおり公募します。

１　平成30年度包括外部監査契約の概要

　(1)業務内容

　　　法等に基づき包括外部監査を行い、法第252条の37第５項の規定に基づき、年度内に結果報告を決定し、これを議会、知事及び監査委員等に提出する業務、及び別添契約書（案）に記載する監査計画の提出等の業務

　(2)契約期間

　　　平成30年４月１日から平成31年３月31日

　　　※大阪府包括外部監査人選定委員会の審査を経たうえで、法第252条の36第３項の規定により、次年度以降、２回連続して契約を締結することができます。

　(3)契約上限額

　　　平成30年2月定例会において議決を受けた額

　　　（参考）平成29年度議決額：1,500万円を上限とする額

２　スケジュール

　　平成29年　月　日（　）公募開始

　　平成29年　月　日（　）質問受付締め切り

　　平成29年　月　日（　）提案書類提出締め切り

　　平成29年　月　日（　）大阪府包括外部監査人選定委員会

　　平成29年　月　　　　　選定結果の通知

　　平成30年１月　　　　　監査委員に契約に関する意見照会

　　平成30年２月　　　　　大阪府議会への議案提出

　　平成30年４月　　　　　契約締結

　　平成31年３月　　　　　契約終了

３　公募参加資格*※「大阪府包括外部監査人選定規程第３条の包括外部監査人の要件」を転記*

　　包括外部監査人に応募する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1)大阪府等の普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者

(2)法第252条の28第１項第１号又は第２号に該当する者

(3)大阪府域において居住する者又は事業を営む者

(4)法第252条の28第３項各号のいずれかに該当する者又は該当するおそれのない者

(5)包括外部監査契約締結時において、大阪府の執行機関である委員会若しくは委員の非常勤の構成員である者又は附属機関の構成員でない者

(6)父母､祖父母､配偶者、子､孫又は兄弟姉妹が法第252条の28第３項第７号から第９号までのいずれかに該当しない者

４　応募の手続

　　本業務の提案に参加を希望する者の応募手続き等は、以下のとおりです。

　　前記３公募参加資格を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

　(1)　公募要領の配布と応募書類の受付

　ア　配布期間

　　　　平成29年　月　日（　）から平成29年　月　日（　）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時30分から午後５時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府監査委員事務局　監査第一課　企画推進グループ

　　　　住　　　所：大阪市中央区大手前三丁目２－１２　（大阪府庁別館７階）

　　　　電話番号：06-6944-6052

　　　　電子メール：kansajimukyoku@sbox.pref.osaka.lg.jp

ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府監査委員事務局ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/kansa/　　　　　　　　　　）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　平成29年　月　日（　）から平成29年　月　日（　）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時30分から午後５時まで）

　　　　（郵送の場合は、平成29年　月　日（　）必着）

　　　　（電子メールの場合は、平成29年　月　日（　）午後５時まで。別途提出する書類については翌日午後５時までに提出（別途提出する書類を郵送にて提出する場合は、翌日必着））

　　オ　提出方法

　　　　応募書類は、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

　　　　なお、電子メールで提出する場合、応募提案書、応募資格が確認できる書類及び宣誓書は、別途、持参又は郵送にて提出してください。

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

　(2)　応募書類

　　ア　応募申込書（様式第１号：原本１、コピー４部）

イ　応募提案書（様式第２号：原本１、コピー４部）

　　ウ　応募資格が確認できる書類（資格証明書等）

　　エ　宣誓書（公募に応募する要件を全て満たすことを宣誓した書面）

　(3)　応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る包括外部監査人選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

　(4)　応募書類の不備

　　　応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

　(5)　その他

　 ア　応募は、１者において１提案書とします。

　　イ　応募提案書（様式２）については、Ａ４版で10頁以内とします。

ウ　応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

　　エ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつ綴って提出してください。

　　オ　書類提出後の差し替えは認められません。（大阪府が補正等を求める場合を除く。）

　　カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

５　質問の受付

(1)　受付期間

公募開始日から平成29年　月　日（　）　午後５時まで

(2)　提出方法

・質問書（様式　）により、メールで申し込んでください。

　　　　※質問書のダウンロード（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　・電子メール（アドレス：kansajimukyoku@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時30分から午後５時まで）

イ　質問への回答は大阪府監査委員事務局ホームページ（　　　　　　　　　　　　　）に掲示し、個別には回答しません。

６　大阪府が求める提案

|  |  |
| --- | --- |
| 監査に対する姿勢・考え方 | 大阪府は、包括外部監査人として、地方自治法第252条の28第１項に規定される「地方公共団体の財務管理､事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」を求めています。監査に対する姿勢・考え方については、独立性と専門性を活かし、地方自治法第２条第14項及び第15項の趣旨「住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」ための提案を求めています。 |
| テーマの選定及び監査手法 | 　監査のテーマについては、現在の府政における課題等を適切に把握し、地方自治法第257条の37第1項の「対象団体の『財務に関する事務の執行』及び『経営に係る事業の管理』に関するもの」という趣旨を踏まえる必要があります。その上で、監査手法については、適切なリスク分析に基づき、監査の実施により具体的な効果が期待できる提案を求めています。また、監査結果の取りまとめについては、具体的で客観的な根拠に基づく指摘であることが必要であり、このような手法についての提案も併せて求めています。 |
| 実施体制及び運営 | 　大阪府は業務の範囲が広く、会計規模も大きく、包括外部監査を実施するには、案件の選定から調査、実査、報告書の作成に至るまで、高度な知識経験を活かし、多くの情報を収集分析することが必要とされます。これらの業務を１年間という限られた期間の中で効果的・効率的に実施するためには、適切な補助者の支援を得ながら、計画性をもって組織的に対応することが必要であます。　したがって、監査の実施体制及び運営については、適切な補助者の人選はもちろん、包括外部監査人による統率のもと、適切な役割分担による運営を行える体制の提案を求めています。 |
| 監査の実施計画 | 　大阪府の包括外部監査の実施に係る大まかな日程は以下のとおりです。４月上旬：補助者の選定及び監査委員への協議６月下旬：監査テーマの選定７月上旬：調査、実査１１月中旬：監査結果報告書案第１稿の提出１２月上旬：報告書案に係る監査委員との意見交換１２月上旬：受検機関に事実誤認等の確認１月中旬：監査結果報告書の提出上記を踏まえ、項目（準備を含む。）ごとの作業の時期、日数、従事人数、作業の概要等を記載した、具体的かつ効果的、効率的な実施計画の提案を求めています。なお、次年度、包括外部監査契約の締結を希望する場合、11月に大阪府包括外部監査人選定委員会の審査を受けていただく必要があります。 |
| 実績 | 監査や行政に関する実績、経験を記載します。 |

６　審査の方法

　(1)　審査方法

　　ア　審査は、(2)選考基準に基づき、書面審査及びプレゼンテーション審査により総合的に行います。

　　イ　提出された提案書について、外部委員で構成する大阪府包括外部監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査をします。

　　ウ　提出された提案書をもとに、プレゼンテーション（15分以内、時間厳守）を行い、審査します。

　(2)　選考基準　*※「大阪府包括外部監査人候補者選定基準（公募）」（事務局案）を転記*

|  |  |
| --- | --- |
| 評価の項目・考え方 | 配点 |
| ①監査に対する姿勢・考え方 | １０ |
|  | ・包括外部監査に対する姿勢・考え方が、独立性と専門性を活かし、「住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」という地方自治法（以下「法」という。）の趣旨に合致しているか。・財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。・包括外部監査人を希望する強い意思と目的意識を有しているか。・法第252条の30に定める監査の実施に伴う包括外部監査人と監査委員相互間の配慮について理解しているか。・地方公共団体の会計について理解しているか。 |
| ②テーマの選定及び監査手法 | ４０ |
|  | ・提案された監査テーマ、監査にあたって重視する事項及び府政に対する課題等の認識が、現在の大阪府政の状況に照らして適切なものか。・提案された監査テーマが、「対象団体の『財務に関する事務の執行』及び『経営に係る事業の管理』に関するもの」という法の趣旨を踏まえたものとなっているか。・監査手法が適切なリスク分析に基づいており、監査実施による具体的な効果が期待できるものになっているか。・監査結果の取りまとめについて、具体的で客観的な根拠に基づく指摘となるような手法となっているか。 |
| ③実施体制及び運営 | ２０ |
|  | ・包括外部監査を効率的、効果的に行う適切な補助者の構成や規模となっているか。・包括外部監査人による統率のもと、適切な役割分担により、指揮命令系統や責任の所在、連絡体制が明確になっているか。・職務上知り得た情報の取扱いについて明確にされているか。 |
| ④監査の実施計画 | ２０ |
|  | ・各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容を記載した具体的な計画となっているか。・監査テーマの選定、調査、実査、監査結果報告書作成を効果的、効率的に行う計画となっているか。・監査の円滑な実施のための補助者が確保できる計画となっているか。 |
| ⑤実績 | １０ |
|  | ・過去に包括外部監査人、補助者、監査委員の実績、経験を有しているか。・過去に行政に関する実績、経験を有しているか。・その他包括外部監査に関連する実績、経験を有しているか。 |
| ⑥監査費用 | （参考） |
|  | ・想定している監査費用は、1500万円を超えていないか。 |
| ⑦減点項目 | （減点） |
|  | ・法第252条の28第３項第４号又は第5号に規定する懲戒処分を受けた者・法第252条の29の趣旨に該当する者・当年度の大阪府包括外部監査人選定委員会において、次年度も包括外部監査契約を締結することが妥当であると判断されなかった者 |
| 合計 | １００ |

(3)　審査結果

　　ア　候補者が決定した後、審査結果は採択にかかわらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府監査委員事務局ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/kansa/kansaitaku/index.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①全応募者評価点及び順位

②包括外部監査人の氏名及び評価点

③選定理由

④選考委員会委員の職氏名

⑤その他(4)　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることがあります。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　包括外部監査人選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

７　契約手続について

(1)　大阪府は、地方自治法第252条の36第１項の規定により、あらかじめ大阪府監査委員の意見を聴くとともに、大阪府議会の議決を経たうえで、包括外部監査人候補者と包括外部監査契約を締結します。（同意書の提出を求めます。）

　　なお、監査委員の意見若しくは府議会の議決が得られなかった場合には、契約を締結することができない場合があります。

(2)　契約金額の支払については、原則会計年度毎に精算払とします。

　　　ただし、契約書に基づく一定の場合には年度の途中において、一定の割合の範囲内において支払うことができます。

(3)　契約に際して、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のアからウまでのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6)　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

８　その他

　　応募にあたっては、大阪府包括外部監査人選定規程、大阪府包括外部監査人候補者選定基準（公募）、公募要領、契約書等を熟読し遵守してください。